

令和6年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～参考資料一覧～

- | | |
|--|--|
| 1. 第4期教育振興基本計画リーフレットについて・・・P1 | 14. 主権者教育に関する副教材等について・・・P70 |
| 2. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要について・・・P9 | 15. 「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会」論点整理（9月18日公表）について・・・P72 |
| 3. 第6次学校図書館図書整備等5か年計画について・・・P13 | 16. 特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について・・・P73 |
| 4. 学習者用デジタル教科書について・・・P19 | 17. 外国語教育の改善等について・・・P75 |
| 5. 独立行政法人国立青少年教育振興機構の取組について・・・P24 | 18. 薬害を学ぶための教育の充実について・・・P78 |
| 6. 教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～・・・P26 | 19. B型肝炎に関する教育について・・・P79 |
| 7. 学校における教育活動と著作権（令和5年度改定版）・・・P52 | 20. ハンセン病に関する教育の実施について・・・P80 |
| 8. 目の健康に関する啓発資料について・・・P61 | 21. 消費者教育について・・・P86 |
| 9. 道徳教育アーカイブについて・・・P62 | 22. 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」最終報告（令和6年10月）概要について・・・P92 |
| 10. 「今、求められる力を高める総合的な学習（探究）の時間の展開」（指導の手引き）について・・・P63 | 23. リーディングDXスクール事業公開学習会について・・・P94 |
| 11. 「初等教育資料」について・・・P65 | |
| 12. 「中等教育資料」について・・・P67 | |
| 13. 放射線副読本について・・・P69 | |

持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility: 変動性」、「Uncertainty: 不確実性」、「Complexity: 複雑性」、「Ambiguity: 曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

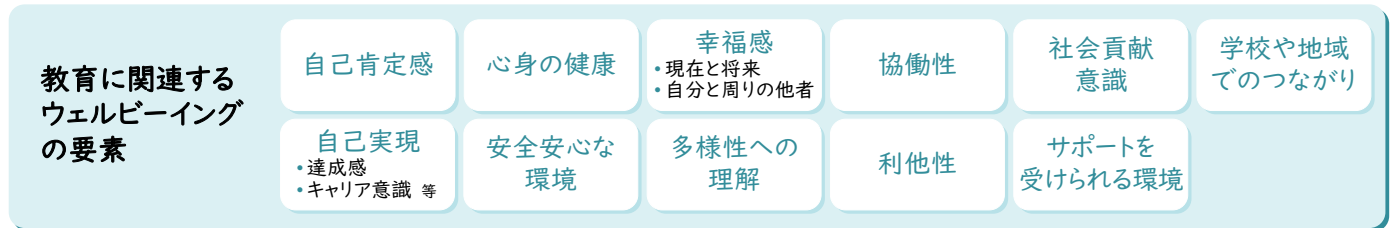
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



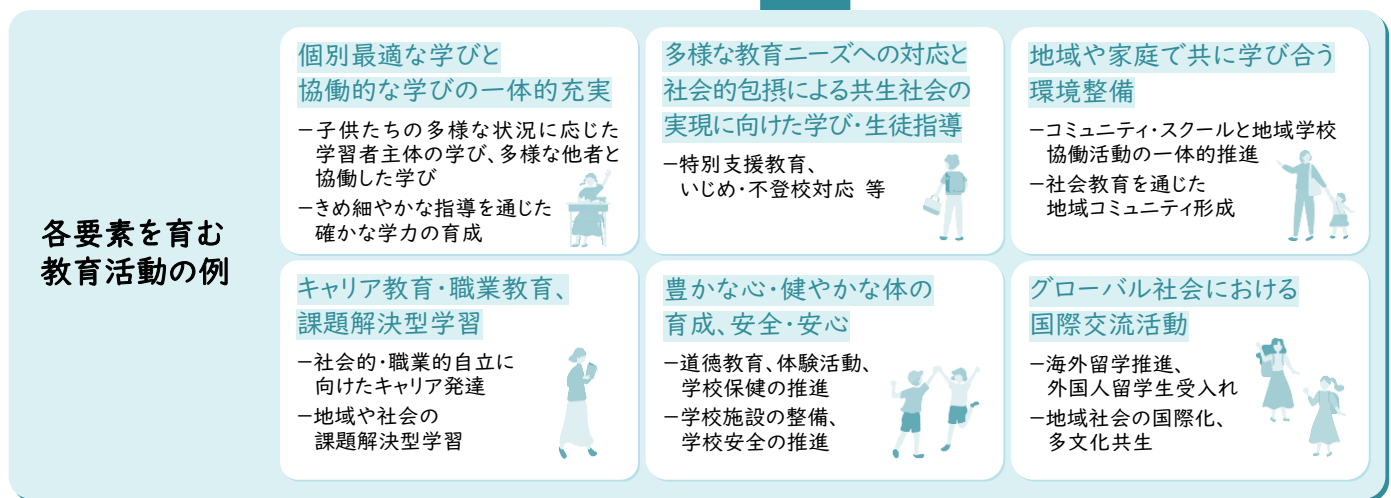
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上



主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック！



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標

1

確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 学修者本位の教育の推進

指標

- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- ・ 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加【新規】

目標

2

豊かな心の育成

基本施策

- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・ 体験活動・交流活動の充実

指標

- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標

3

健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策

- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
- ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標

4

グローバル社会における人材育成

基本施策

- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

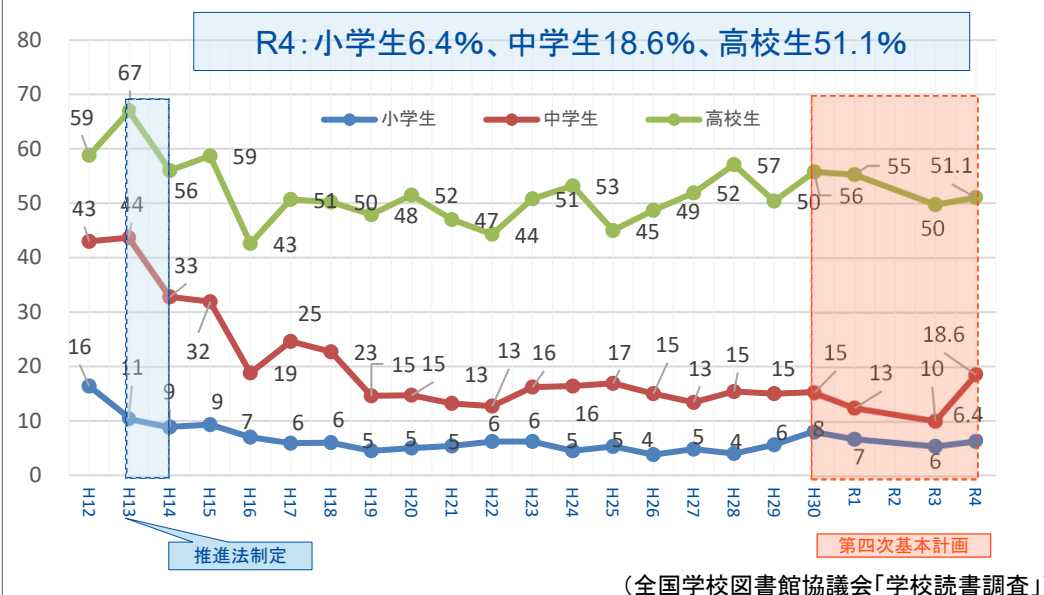
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等**を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況**です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない要因**となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
中学校 37.7% → **56.8%**

高等学校 91.0% → **95.1%**
※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

- ・小学校:平均 1.3 紙→**平均 1.6 紙**
- ・中学校:平均 1.7 紙→**平均 2.7 紙**
- ・高等学校:平均 2.8 紙→**平均 3.5 紙**

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものと**されました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。

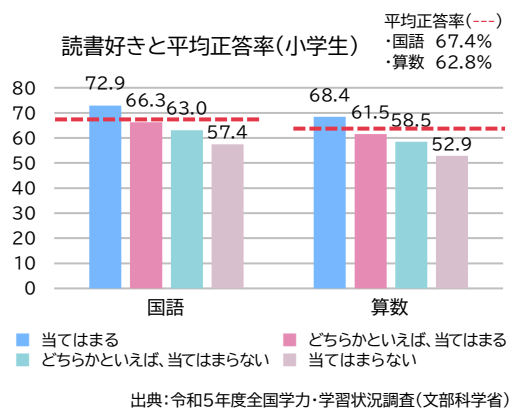
学校司書配置



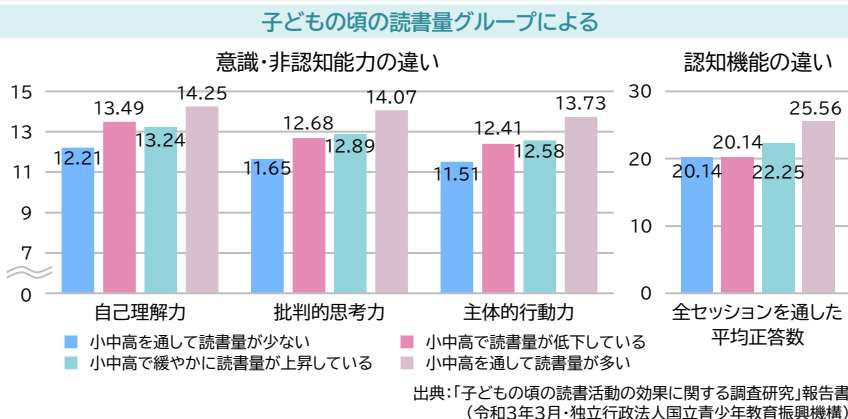
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

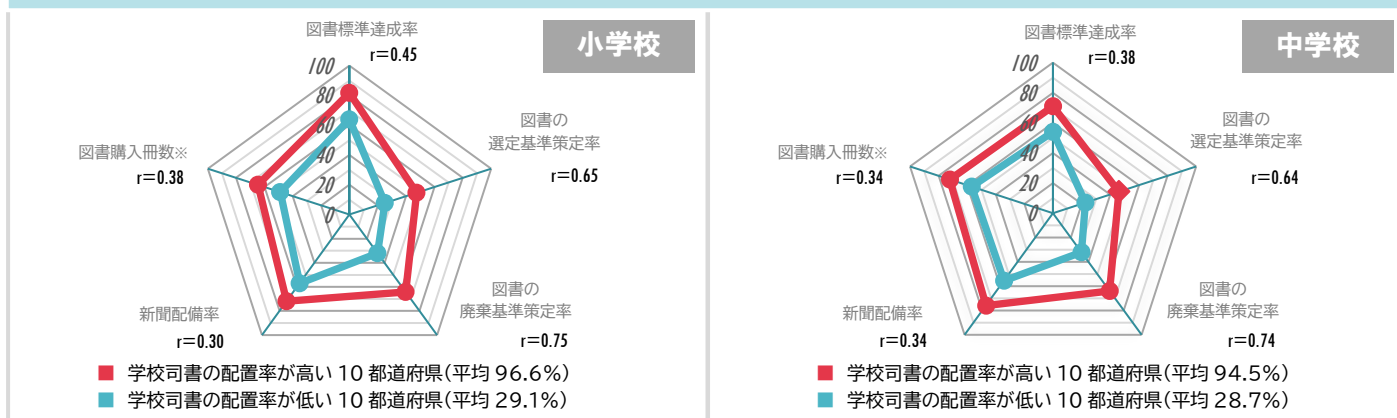
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】 0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり
※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校 469 冊・中学校 535.6 冊)を 100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 か年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 **100%** 達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標

小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね **1.3 校** に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、**近年話題になっているテーマの図書**も集め、児童が**学習しやすい環境づくり**をしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- **図書と端末**を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、**多様な図書**を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が**新聞記事を読み比べる取組**を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- **教育委員会事務局が各新聞社と直接契約**を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった**学校の事務負担が解消**されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、**継続的な読書指導**を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- **授業に学校司書も参加**し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、**積極的に教材研究の支援**を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、**全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催**しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、**意識の向上**が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

- ! **学校図書館の整備状況にあつては、都道府県により格差が見られる状況です。**
- ! **上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。**

適切な予算措置のお願い

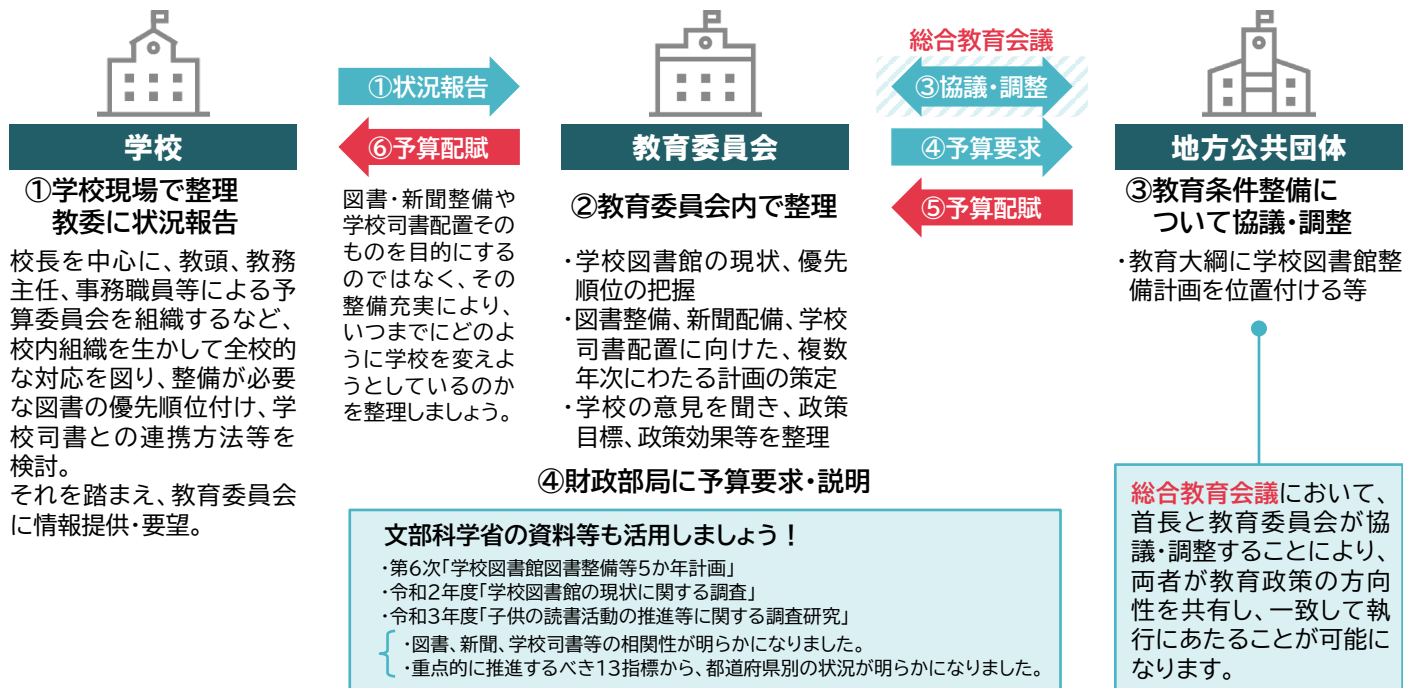
- ! **地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。**
- ! **各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。**
- ! **教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。**
- ! **各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。**

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちからです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価 (千円)	計算式	算定額 (千円)
①図書費	小学校	学級	40.7 ^{※1}	学級数 × 40.7	
	中学校	学級	63.1 ^{※2}	学級数 × 63.1	
②新聞費	小学校	学級	3.5 ^{※3}	学級数 × 3.5	
	中学校	学級	12.8 ^{※4}	学級数 × 12.8	
③学校司書費	小学校	校	1,157 ^{※5}	学校数 × 1,157	
	中学校	校	1,111 ^{※6}	学校数 × 1,111	

【地方交付税の算定に用いる標準施設状況】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)／施設規模(18学級)＝1学級あたりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)／施設規模(15学級)＝1学級あたりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配備の一般財源(63千円)／施設規模(18学級)＝1学級あたりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配備の一般財源(192千円)／施設規模(15学級)＝1学級あたりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小・中学部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「**学校図書館ガイドライン**」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「**学校図書館長**」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

【表紙写真協力】あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約20%**
(その他教科で50%)

令和5年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約50%**

令和6年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の50～60%**

導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」で導入。**
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

デジタル教科書推進ワーキンググループの設置について

○令和6年7月12日、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会において、「デジタル教科書推進ワーキンググループ」の設置が決定。第1回は9月4日に開催。第2回は10月15日に開催。

○設置の目的：

令和元年度から教科書代替教材としてデジタル教科書が制度化され、令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは本格導入として国からデジタル教科書を提供し、学校ICT環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まってデジタル教科書の活用が進んできている。

そのような中、次期学習指導要領の検討やGIGAスクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要となっている。

○主な検討事項：

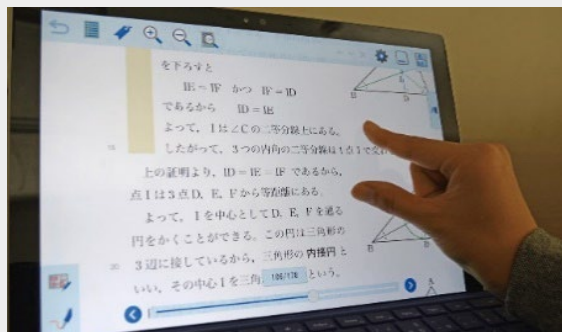
- (1) デジタル教科書の在り方と推進方策
- (2) (1)を踏まえた制度的な位置付けについて
- (3) その他

○委員構成（10名）（令和6年10月30日時点）

- ・堀田龍也主査 東京学芸大学教職大学院教授
- ・中川一史主査代理 放送大学学園次世代教育研究開発センター長、放送大学教授
- ・阿部千鶴委員 横浜市立荏田南小学校校長
- ・太田敬介委員 公益社団法人日本PTA全国協議会会長
- ・岡本章宏委員 一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、教育出版株式会社DX事業局局次長
- ・坂本雅彦委員 東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
- ・中村めぐみ委員 つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭
- ・奈須正裕委員 上智大学総合人間科学部教授
- ・細田眞由美委員 前さいたま市教育委員会教育長、国立大学法人兵庫教育大学客員教授
- ・松谷茂委員 学校法人文化杉並学園理事長、日本私立中学高等学校連合会常任理事

学習者用デジタル教科書の機能例と使用頻度

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

4 | 音声読み上げ



教科書の文章を音声で読み上げることができます。

児童生徒向け大規模アンケート調査

2 | 書き込み



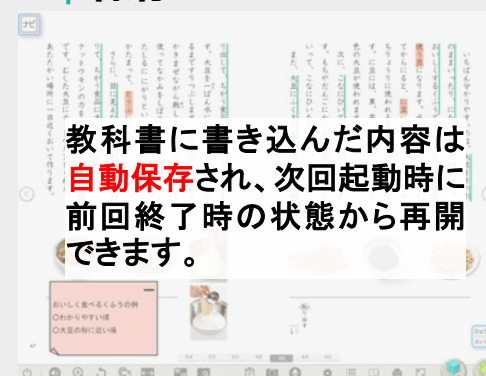
教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

5 | 背景・文字色の変更・反転

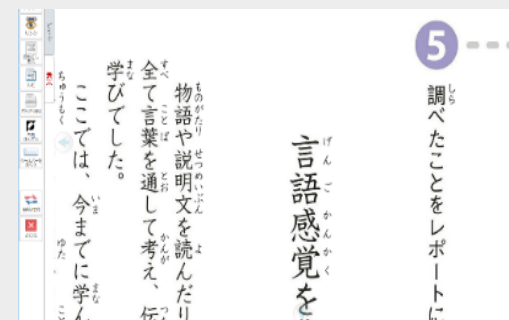


教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

3 | 保存



6 | ルビ



教科書の漢字にルビを振ることができます。

授業における学習者用デジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均、抜粋）

対象/機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
R5（小・中学生）	約 6 5 %	約 5 6 %	約 4 3 %	約 3 5 %	約 2 3 %	約 4 6 %	約 2 7 %
（参考）R3（小・中学生）	約 6 4 %	約 4 6 %	約 3 8 %	約 3 8 %	約 2 5 %	約 4 0 %	約 2 6 %

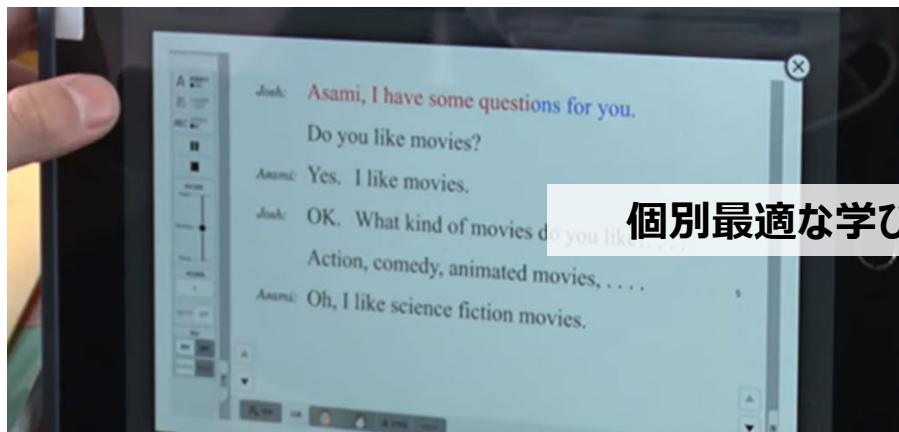
注） R5とR3では質問の仕方が異なるため単純比較はできない。

※R3調査は、①「いつも使う」、②「よく使う」、③「ときどき使う」、④「あまり使わない」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能はあるがわからない/機能自体がない」のうち肯定的な回答（①～③）割合

※R5調査は、①「いつも使う」、②「だいたい使う（4回に3回程度）」、③「ときどき使う（2回に1回程度）」、④「たまに使う（4回に1回程度）」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能があるがわからない」、⑦「機能自体がない」のうち4回に1回以上の頻度で使うという回答（①～④）の割合

学習者用デジタル教科書の活用による個別最適な学びや協働的な学びの充実

- デジタルの特性（音声・視覚情報との一体化やオンラインでの共有化等）を活かすことで、個別最適な学びや協働的な学びの充実につなげることができる。

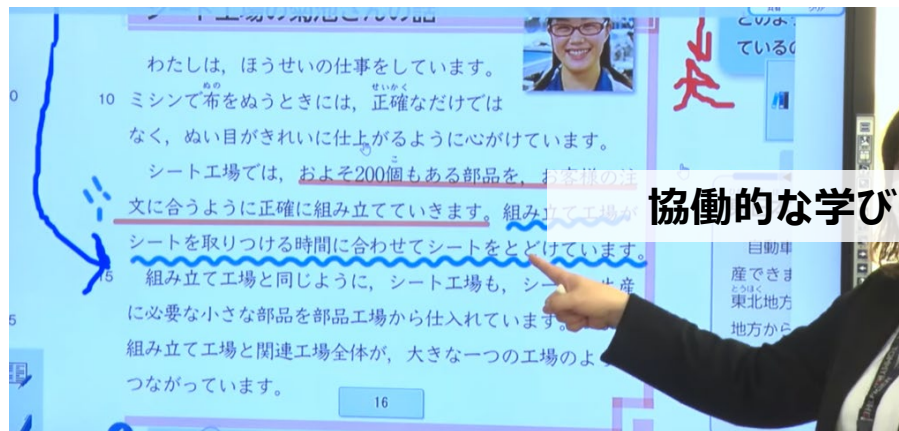


個別最適な学びにつながる活用場面

児童生徒が自分のペースで、ネイティブ・スピーカー等による朗読音声を教科書本文と合わせて確認することができる。

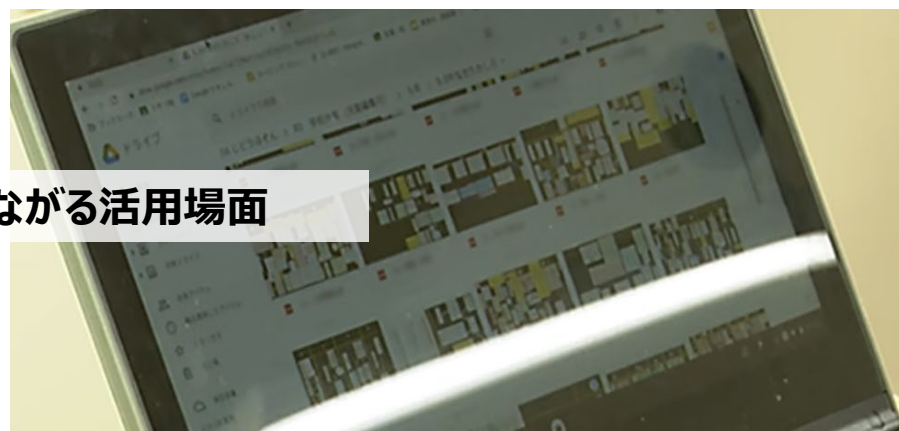


児童生徒が自ら操作しながら、図形やグラフなどの変化を視覚的に理解することができる。



協働的な学びにつながる活用場面

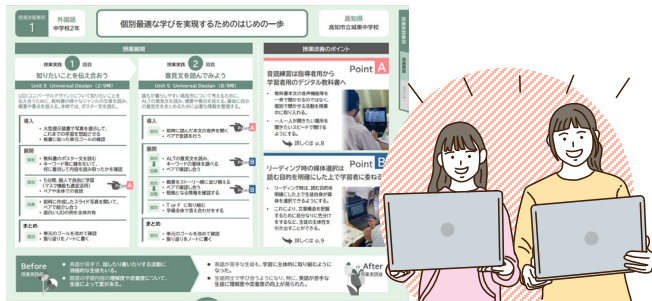
児童生徒が書き込んだ内容を電子黒板や大型提示装置に表示してクラス全体で共有できる。



学習支援ソフトと連携することで、クラス全員の書き込んだ内容を一覧で表示することができる。

- デジタル教科書の活用にあたっては、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要**であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、**学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要**であると指摘されています。
 - このような状況を踏まえ、文部科学省では、**デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表**しています。（下記QR参照）
- 学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



保護者・教員向け動画



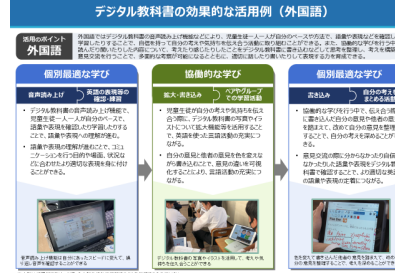
詳細はこちら



教員向け研修資料



詳細はこちら



その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供しています。

全国の国立青少年教育施設

国立オリンピック記念
青少年総合センター (1か所)

国立青少年交流の家
(13か所)

国立青少年自然の家
(14か所)



各施設における体験活動

全国**28か所**にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

利用団体の研修の目的達成に向けた教育指導や助言、活動場所・プログラムの提供を行っております。

研修・合宿・イベント等の会場としてぜひご活用ください。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。

⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



【利用料金等】

オリンピックセンター

■ 低廉な利用料金

学校団体、青少年団体は
宿泊1人1泊1,930円～

■ 東京都心へのアクセス良好

青少年交流の家

■ 学校団体、青少年団体等、低額で利用が可能

幼児（年少以上） 一人300円/泊
子供（小学生～高校生） 一人600円/泊
大人（18歳以上） 一人2,500円/泊

[学生は一人1,200円/泊]

※上記の他、利用期間や利用区分により一部免除制度を設けています。詳細は各施設HPよりご確認ください。

青少年自然の家



施設の立地を生かした体験活動



屋内での活動も可能



普段とは違う環境での会議の場

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との取組【ボランティア】

ボランティアの養成・研修事業

- 青少年機構でのボランティア活動を通して、**社会に参画する態度を育み、地域に貢献できる能力を有する青少年の育成**を目指しています。
- ① 機構が実施する教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアを育成する「ボランティア養成・研修事業」
- ② ボランティアが自ら考案した事業を実施する「ボランティア自主企画」

青少年機構におけるボランティア活動の推進

ボランティアをするには

独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「ボランティア養成事業」に参加して、「法人ボランティア」として登録します。

ボランティア養成事業とは

目的：ボランティアに関する理論と活動に必要な知識や技術を身に付けます。

内容：ボランティア活動に必要な講義や演習
(例：野外炊事、普通救命救急法 等)

法人ボランティアに登録すると

全国28か所にある国立青少年教育施設でボランティア活動することができます。

- ・随時、養成事業を受講した施設やその他希望する施設からボランティア募集の情報が届きます。
- ・活動時は当機構の規程に基づき旅費（交通費、食事代相当額）の支給があります。

- 登録している法人ボランティアの**約7割が大学生**。

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との主な取組【連携事業・施設利用】

愛媛大学×大洲青少年交流の家

～「伊予の伝統文化を学び伝えるリーダー村」～

概要：地域を大切にし、地域に根ざして活動するリーダーが求められている中で、愛媛の伝承文化を学び、先人の知恵と自然体験の融合した体験活動をすることで、地域を大切にしようとする心を育むとともに、「子どもむかし生活体験村」を自ら計画し、運営することで、地域に根ざして活動しようとするリーダー養成事業を愛媛大学と国立大洲青少年交流の家の共催で実施しており、今年で18年目を迎える。

内容：6日間の日程で、前半の3日間はリーダシップや児童への接し方、集団作りの技法、普通救命講習、伝承文化等についての研修を行い、後半3日間は、研修での学びを活かして小学4年～6年生を対象とした事業「子どもむかし生活体験村」の企画・運営を行います。
令和6年度は、8月20日～25日で実施しました。



上越教育大学×妙高青少年自然の家

ボランティア活動の単位認定

概要：上越教育大学の「ボランティア体験」の科目を履修している学生は、新潟県に立地している国立妙高青少年自然の家主催の「ボランティア養成事業」に参加する等で合計15時間以上のボランティア活動の実践により、当該科目の単位が取得される。



群馬大学・宇都宮大学 共同教育学部 × 赤城青少年交流の家

～施設利用を通じた研修の充実～

概要：群馬県に立地している国立赤城青少年交流の家を会場に、群馬大学及び宇都宮大学の共同教育学部に在籍する2年生全員が参加する合同研修を実施。

内容：令和6年度は8月22日に日帰りで393人の学生が参加。グループ別交流会の後に、野外活動を実施。

- 教育大学等と青少年機構が協働した取組み事例は、上記の他にもあります。
- 教職を目指す大学生に集団宿泊を通じた体験活動の機会と場を提供することを通して、それらの活動の重要性を体験的に実感する契機となります。
- 大学が有する教育資源と青少年機構が有する教育資源を融合し、青少年の諸課題の解決に向けた取組みを推進しています。

教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

2024年5月
文化庁著作権課

著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化

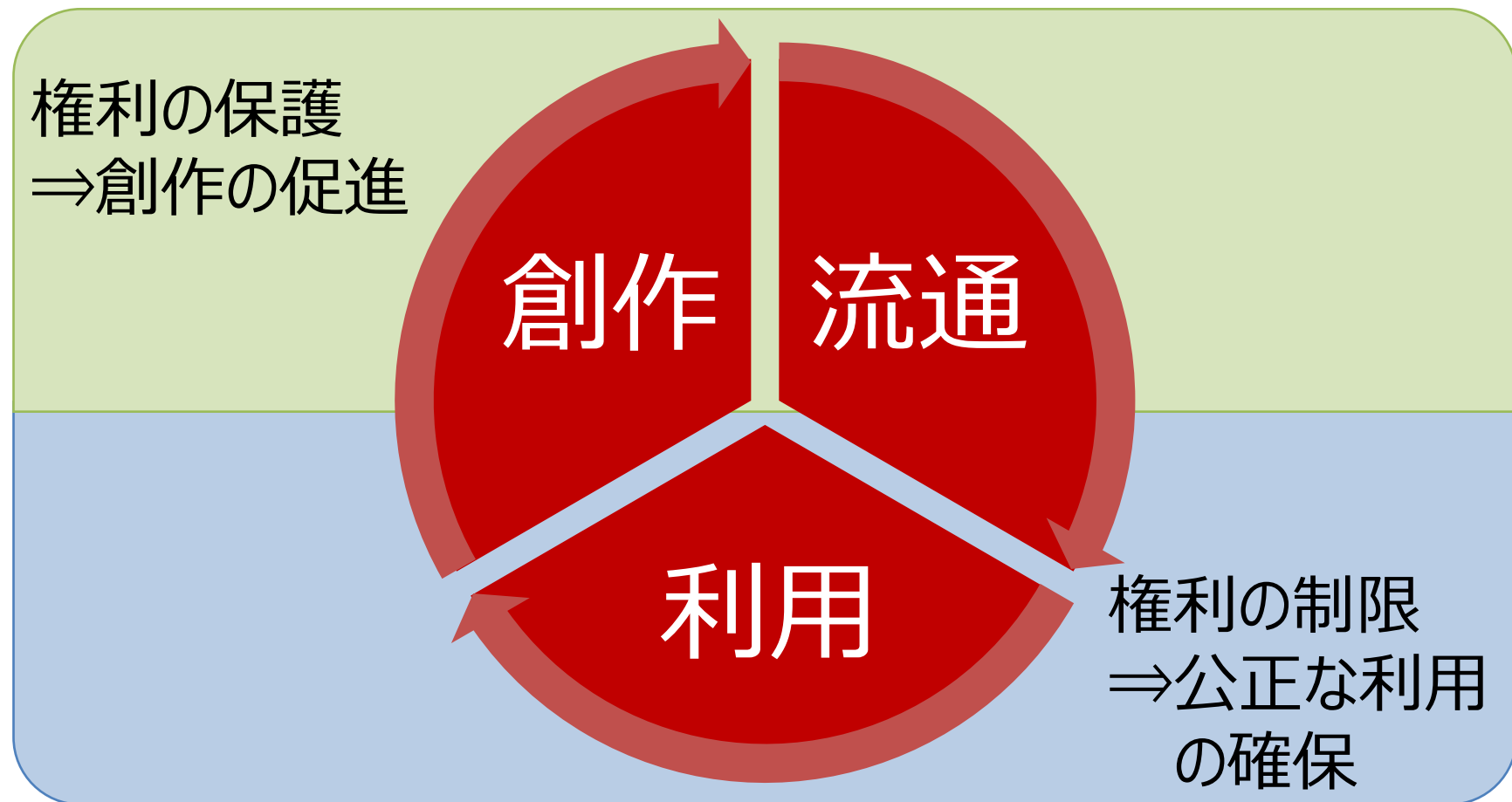


著作権者の利益保護

そもそも「著作権」とは（著作権法の目的）

● 著作権法の目的（著作権法第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。



「著作権を持っている」とは

著作権を持っている（権利者である）とは、

- 誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを定めることができる
- 他人が無許可で著作物を利用（コピー／上映／ネット配信…など）することを禁止できる



著作物を利用したい人
（利用者）



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ 他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、
原則、著作物毎に許可（許諾）を得ることが必要

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか

一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される＝**権利者が「ダメ」と言えない場合**がある。

一定の条件で権利が使えなくなる



著作物を利用したい人
（利用者）



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ **著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）** などにより、
一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういつ場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか

著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの） ※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担当する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういう目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

授業目的公衆送信補償金制度
の開始でここが変わった

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

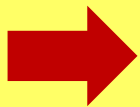
（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



要許諾

（権利者毎に個別に許諾を得る必要）

（著作権法第35条第1項・第2項）

2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継

遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

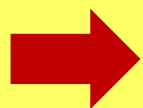
（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

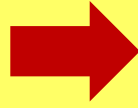
遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使った資料や
講義映像を遠隔合同授業等
（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



無許諾・有償 （文化庁が認可する補償金）

（著作権法第35条第1項・第2項）

2018年の改正範囲

その他の**公衆送信全て**

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継

遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。

対面授業と遠隔授業との相違点

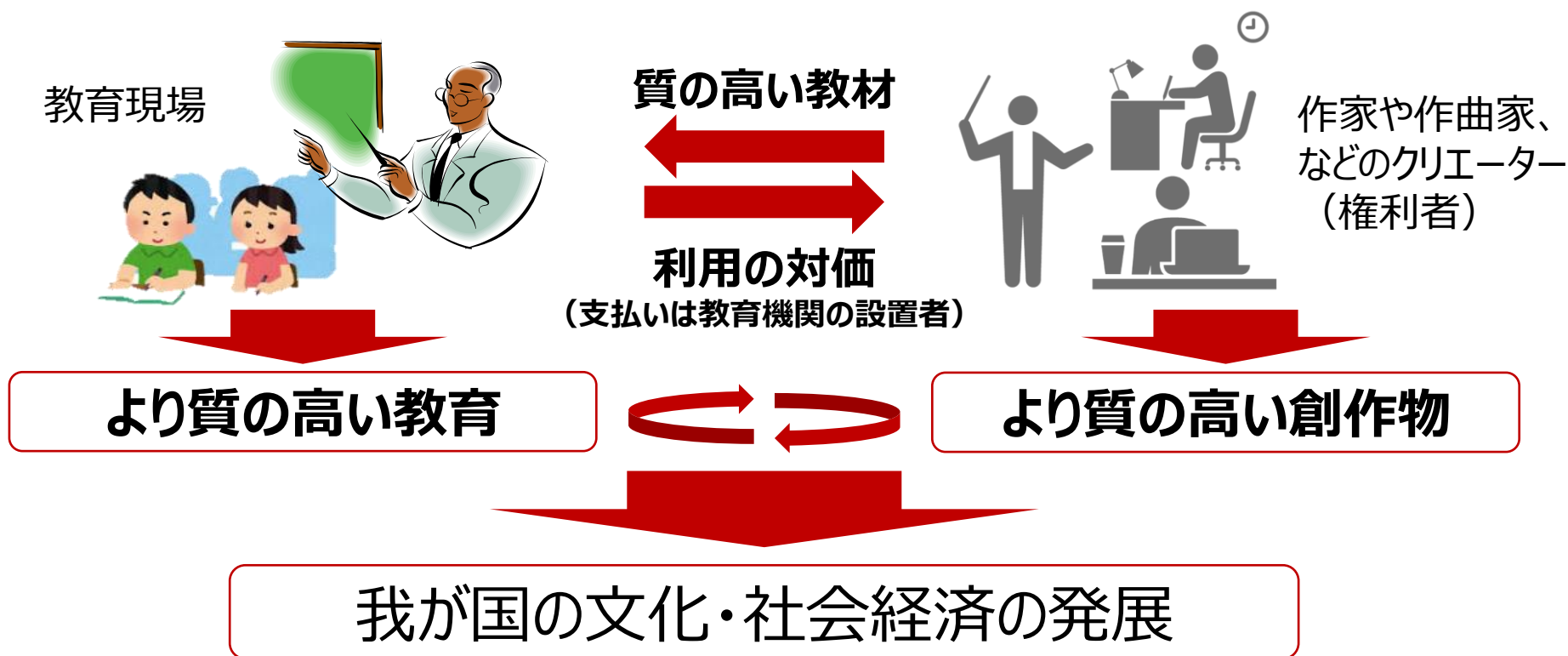
- 著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日 本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	紙の複製・配布： 無許諾＋無償 ※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。 ⇒ 本来有償 のところ、法改正時は、 教育現場の混乱を避けるため、無償を継続 。	有償
公衆送信 (遠隔授業)	許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料） ↓ 無許諾＋文化庁が認可する適正な額の補償金 ※ネット送信はその 広がり に制約がなく、複製より権利者への不利益が大きい。	有償

制度の意義①

著作物等の教育利用におけるクリエイション・エコシステム

- 非営利の教育活動であっても、コンテンツのコピーや送信をされると書籍や論文などの売上げにも影響。
- 作家や作曲家などの**クリエイターは、創作時に汗をかき、創作物の対価により次の創作**を行う。
適切な対価還元により**創作が活性化され、質の高いコンテンツが生み出される**。
- これを教育現場で教材等に活用することで、**教育の質の向上が図られるという好循環**につながる。



※ 補償金額については、**法改正の際の附帯決議において「妥当な水準」に設定することとされている。**

※ 文化庁が定める認可基準においては、営利事業等とは異なる特性への配慮や、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどに照らし、額の水準を判断することとしている。

制度の意義②

教育向けのコンテンツの定額利用

- あらゆる種類の著作物利用について**ワンストップ**の指定管理団体を通じ権利の**一括処理**が可能に。
- 無断利用を止められる「**許諾権**」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家など**クリエイターへの対価還元**により次なる創作を促す。

許諾権の制限と**ワンストップ**の窓口
コンテンツの**定額利用**

学校など
教育機関の設置者※1



補償金の
支払い



指定管理団体※2

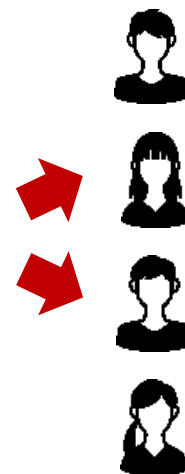
授業目的公衆送信
補償金等管理協会
(SARTRAS)



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金の
分配



作家や作曲家
などの権利者

●利用のための許諾が不要

- ⇒権利者を探さなくていい
- ⇒利用を断られない

●早くて簡便な手続

- ⇒授業準備に余分な手間を取らない
- ⇒教員や児童生徒は手続き不要

1人年間数百円程度で
何度でも利用可能

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

- 2006年に授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを文化審議会において検討。しかし、**教育関係団体としての意見集約がなされなかったこと**などから結論に至らず。
- 2014年度から文化審議会でも改めて議論。権利者と教育機関との利害調整は困難を極めたが、**約4年間かけてようやく両当事者※が合意**。（2017年4月文化審議会著作権分科会報告書）
- 2018年の通常国会において本制度の創設を盛り込んだ法案が**賛成多数で可決・公布**。
- 2018年度より、新制度のガイドライン等を当事者間で策定するための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催。本フォーラムには、**権利者団体と国公立の学校種毎の教育機関の設置者等が参加**。ここでは**有償の補償金を前提として、新制度によりどのような利用が可能となるかなどを整理**。
- 新型コロナウイルス感染症の流行という事態の緊急性・重要性に鑑み、**2020年度に限って特例的に補償金額を無償**に。クリエイターにとって特例的な配慮。
- 2021年度からの本格実施に向け、**2020年8～9月に指定管理団体により教育機関の設置者団体に意見聴取**を行い、その結果も踏まえ**2020年9月末に文化庁に対して補償金額の認可申請**。文化審議会における議論を経て、**2020年12月18日に補償金額を文化庁長官が認可**。

改正法の施行期限である**2021年度以降は有償で本制度を開始**

※：教育の情報化の推進に関する当事者間協議において議論。教育関係者からは、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、権利者団体からは学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会が参加。また平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）には、初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出の上、合意。

指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、一橋大学名誉教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

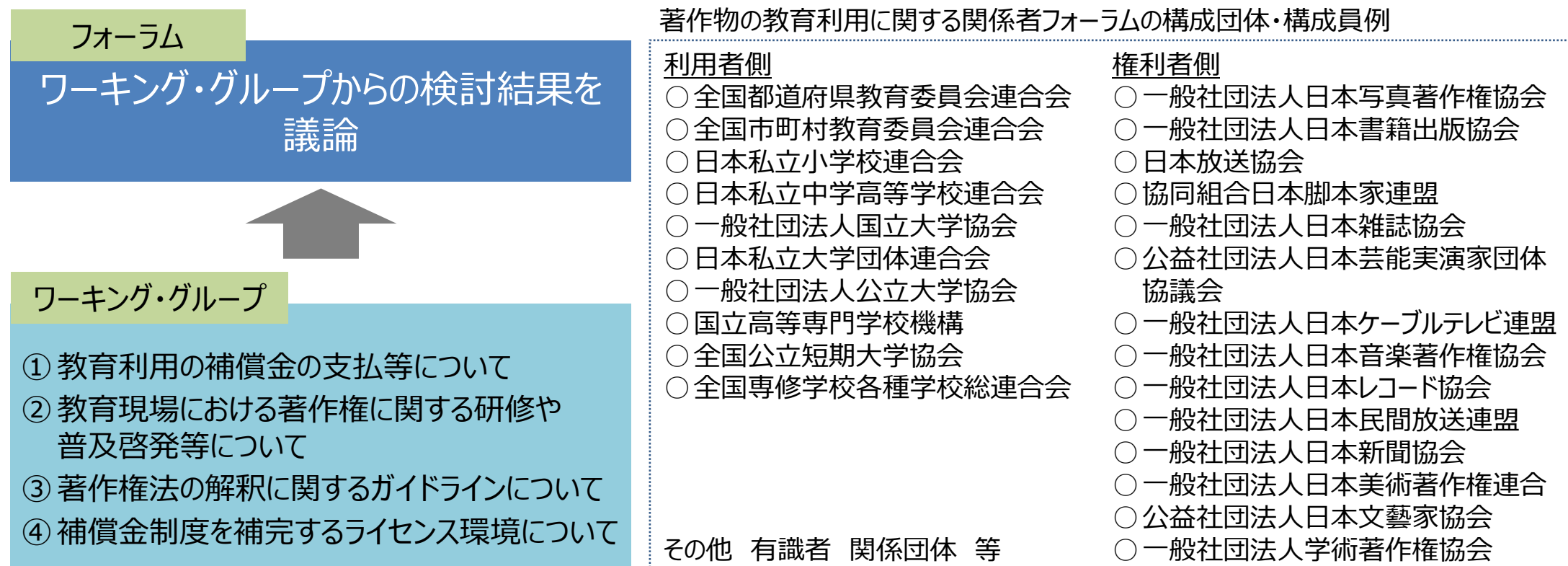
- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧（2024年4月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、**2020年12月に「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を、2021年11月に「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版」を公表。**



著作権法第35条に関するガイドラインについて

著作権法第35条運用指針の主な内容

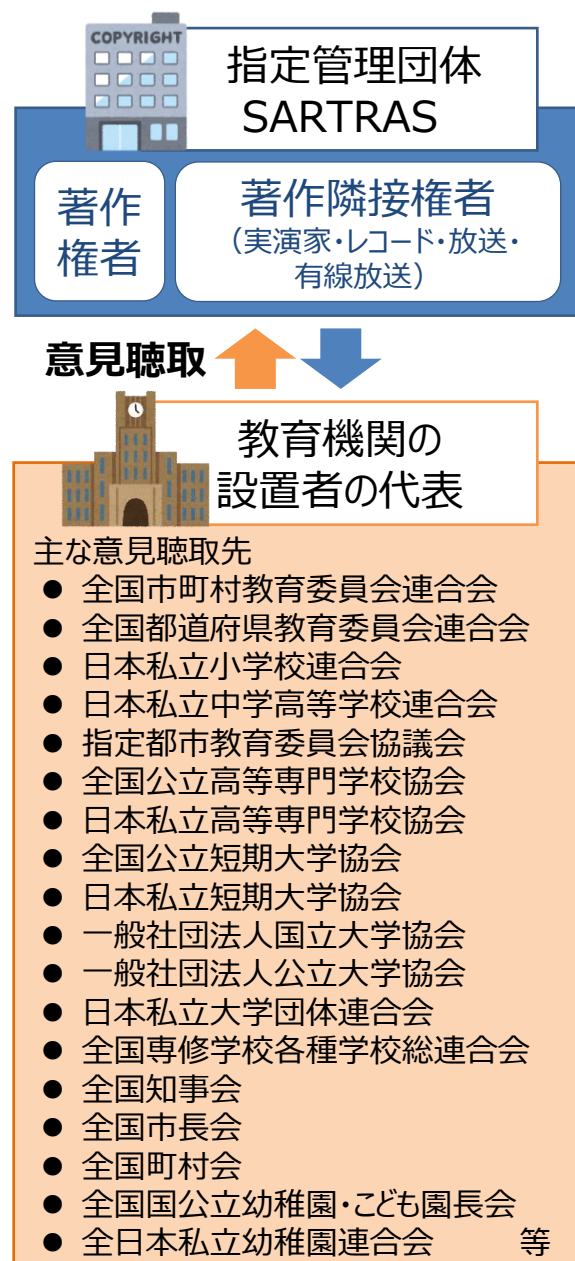
- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への 著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位まで の数の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを 1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

初等中等教育における特別活動に関する追補版

- 初等中等教育における運動会、文化祭等の特別活動（学校行事等）においてオンラインを活用したいとの問い合わせが、教育機関設置者や学校から多く寄せられたことに対応するため策定。運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視点を加え説明。

認可された補償金額の概要



○ 意見聴取期間 2020年8月6日～9月23日

○ 文化庁長官認可日 **2020年12月18日**

○ 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額※1

① 学校種別の年間包括料金※2 (公衆送信の回数は無制限)

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

● 大学 720円 (月平均60円)

● 高校 420円 (月平均35円)

● 中学校 180円 (月平均15円)

● 小学校 120円 (月平均10円)

● 幼稚園 60円 (月平均 5円)

● 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、授業毎に300円

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

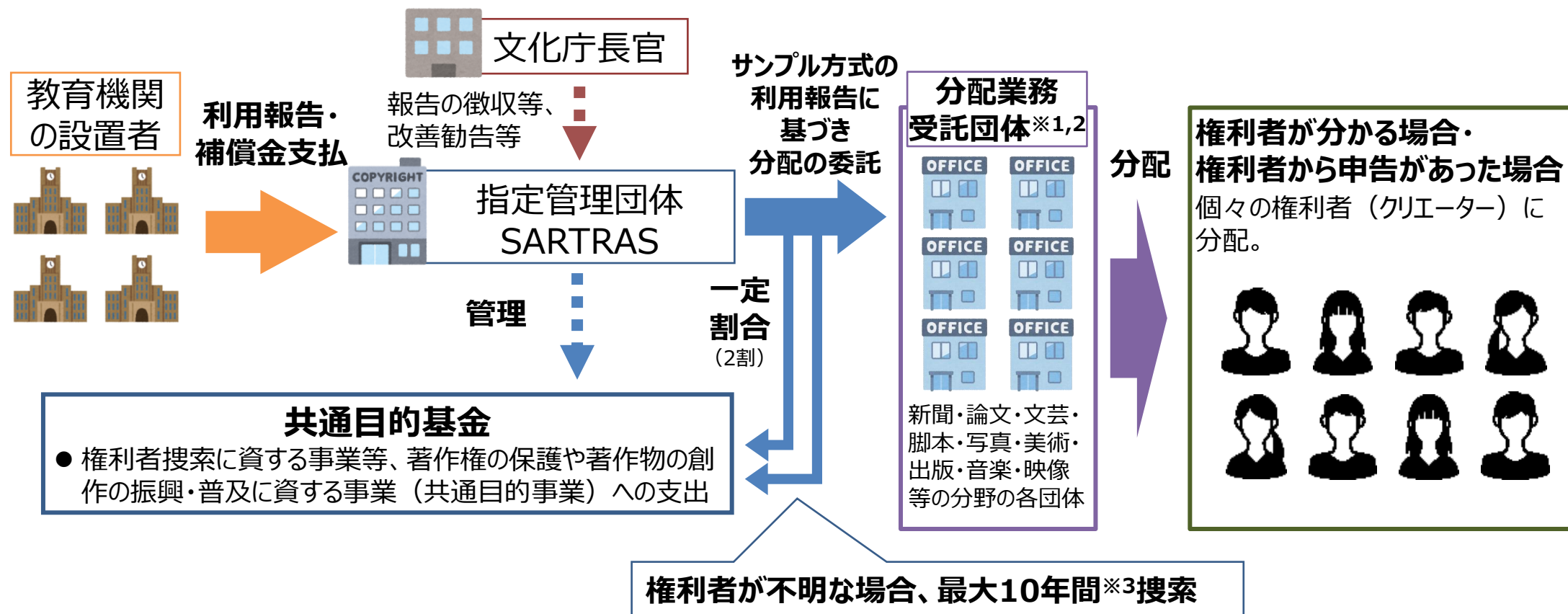
■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※1：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税等に相当する金額を別途加算する。 ※2：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、原則として著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。
- 補償金の一定割合は、**著作権の保護、著作物の創作振興・普及に資する共通目的事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、SARTRASが直接分配。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。

2021年度収受補償金と分配

2021年度授業目的公衆送信補償金収受総額 4,871,704千円

内訳(初等中等教育収受額 2,241,872千円、高等教育収受額 2,629,247千円 4条補償金584千円)

分配基金 3,410,310千円	共通目的基金 20% 974,223千円	管理手数料 10% 487,170千円 (2021年度、 2022年度分 合計)
---------------------	----------------------------	---

※本資料を通じて金額の端数処理の関係で合計等に若干誤差が生じております。ご了承ください。

2021年度補償金分配

収集された利用報告数 約61,700件

調査対象校数約1,000校

補償金を分配するための資料(教育機関で実際に利用された著作物の一覧)は、教育機関へかかる負荷に配慮し、2021年度は申請をいただいた教育機関の中から約1,000校に1か月分の報告を依頼

利用報告に含まれる分配対象著作物数 約132,100件

分配対象著作物の権利者特定作業実施

2021年度分分配限度額決議 第1回 2022年10月 第2回 2023年2月

※権利者特定作業に時間を要した結果、2回に分けてSARTRASの委託により補償金分配を担当する分配業務受託団体(2023年9月現在18団体指定済)別に分配限度額を決定)

共通目的基金

2021年度収受補償金の2割とする共通目的基金を原資に2022年度に共通目的事業(著作権等の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興等に資する事業(委託事業1件、助成事業38件))を実施(2021年度中の実施事業はない)。

2021年度補償金分配業務受託団体別分配限度額等一覧

- 各受託団体は、分配限度額の範囲内で特定できた権利者分をSARTRASへ請求し、送金を受けて権利者宛へ分配

受託団体名	規程第3条補償金 分配限度額（税別・千円）	規程第4条補償金 分配限度額（税別・円）
一般社団法人新聞著作権管理協会	113,227千円	15,275円
一般社団法人学術著作権協会	208,329千円	85,337円
協同組合日本脚本家連盟	12,591千円	70円
一般社団法人日本美術著作権連合	719,835千円	165,160円
公益社団法人日本漫画家協会	13,480千円	983円
一般社団法人日本レコード協会	34,722千円	3,120円
協同組合日本シナリオ作家協会	689千円	0円
一般社団法人教科書著作権協会	199,617千円	20,448円
一般社団法人日本美術著作権協会	2,145千円	0円
一般社団法人日本音楽著作権協会	147,202千円	8,956円
株式会社NexTone	6,857千円	0円
一般社団法人日本写真著作権協会	478,101千円	34,260円
公益社団法人日本専門新聞協会	419千円	0円
公益社団法人日本文藝家協会	43,573千円	145,356円
一般社団法人日本動画協会	38,346千円	0円
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	121,989千円	3,190円
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	55,341千円	17,855円
一般社団法人出版者著作権管理機構	350,377千円	3,373円
SARTRAS（受託団体未定分）	862,920千円	22,884円
総計	3,409,768千円	526,267円

2024年3月現在のSARTRASから分配業務受託団体への送金額及びSARTRASからの直接分配分合計は約1,443,438千円（税別）。

授業目的公衆送信補償金の申請状況（2024年3月31日現在）

※申請済教育機関設置者及び教育機関名をSARTRASウェブサイトにて公表中

登録設置者件数	
国立	98
公立	1,770
私立	1,409
その他	68
合計	3,345

教育機関種別			
	申請件数 (a)	文科省統計総数 (b)	申請率 (a/b)
幼稚園	489	8,837	5.5
小学校	17,672	18,980	93.1
中学校	9,057	9,944	91.1
義務教育高校	185	207	89.4
高等学校	4,230	4,791	88.3
中等教育学校	47	57	82.5
高等専門学校	57	58	98.3
大学（短大以外）	737	810	91.0
大学（短大）	235	303	77.6
特別支援学校	1,148	1,178	97.5
専修学校	915	3,020	30.3
各種学校	43	1,015	4.2
幼保連携型認定こども園	53	6,982	0.8
合計	34,868	56,318	61.9

対象別、設置者別の財政措置等の状況

● 文部科学省における財政措置等の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2023年度予算に補償金の支払いに必要な経費を計上。

対象	補償金額※1	設置者		
		国立	公立	私立
大学（短大・高専（4年生以上）を含む）	720円	運営費交付金	地方財政措置	私立大学等経常費補助金
高等学校（高専（1～3年生）を含む）	420円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
中学校	180円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
小学校	120円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
幼稚園等	60円	運営費交付金	地方財政措置	施設型給付又は私立高等学校等経常費助成費補助金＋地方財政措置
特別支援学校※2	上記の半額	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金
専修学校・各種学校	専門課程720円 高等課程420円 一般課程及び各種学校 上記の各教育段階に応じた額	運営費交付金	地方財政措置	地方財政措置

※1：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税等に相当する金額を別途加算する。 ※2：視覚障害者・聴覚障害者のための複製等（著作権法第37条・第37条の2）に該当する場合は無償。

- 授業目的公衆送信補償金制度の内容について

【担当】文化庁 著作権課 著作物流通推進室（内線2847）

- 地方財政措置や予算措置等について

1. 初等中等教育

- 国立大学附属学校

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

【担当】初等中等教育局 学校情報基盤・教材課 GIGA基盤企画係（内線3148）

- 私立高等学校等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係（内線2547）

2. 高等教育

- 国立大学等

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立大学等

【担当】高等教育局 大学教育・入試課 公立大学係（内線3370）

- 私立大学等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係（内線2028）

- 国立高等専門学校

【担当】高等教育局 専門教育課 高等専門学校第一係（内線3347）

- 公私立専修学校

【担当】総合教育政策局 専修学校教育振興室 専修学校第二係（内線2938）

3. 社会教育等

- 公立社会教育施設

【担当】総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係（内線2967）

- 教育研修センター

【担当】総合教育政策局 教育人材政策課 庶務・助成係（内線2959）

授業目的公衆送信補償金制度についての参考情報

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS）補償金のお支払いについて
<https://sartras.or.jp/oshiharai/>



←補償金規程や補償金のお支払いについてはこちら

- 「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



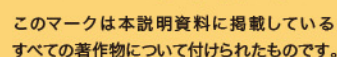
←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら

- 初等中等教育における特別活動に関する追補版

<https://forum.sartras.or.jp/info/006/>



←初等中等教育における運動会、文化祭等での著作物利用に関する追補版ガイドラインはこちら



学校教育における 著作物利用のルール

学校等の教育機関において、小説、絵、音楽などの作品を利用する場合、その公共性から、一定の範囲で自由に使うことができます。

具体的には以下の規定があります。

1

学校の授業における複製またはインターネット送信（第35条）

（翻訳、編曲なども可）

P3～P6

2

試験問題としての複製（オンライン試験を含む）（第36条）

（翻訳も可）

P7

3

レポート作成などでの「引用」（第32条）

（翻訳も可）

P7

4

文化祭、部活動などでの上演等（第38条第1項）

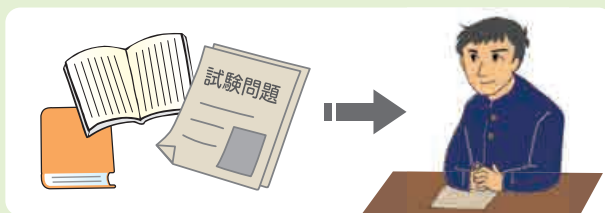
P8

これらに当てはまらない利用の場合は、
著作権者へ了解（許諾）を得る必要があります。



入学試験

入学試験など（オンライン試験を含む）において、
試験問題として小説の一部を出題する
⇒試験問題としての複製（第36条）



対面授業

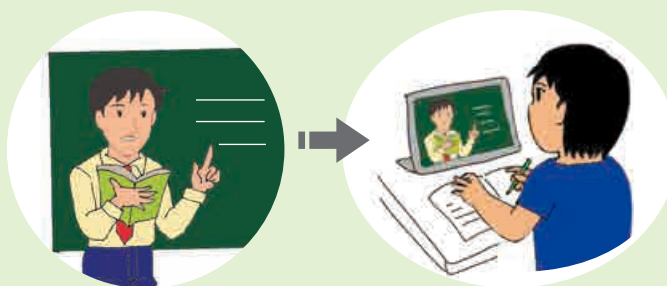
授業用の資料で、教科書や資料集の文章・図版を付けて配布
⇒授業における複製（第35条）
学生が、プレゼン資料に教科書の一部を引用
⇒引用（第32条）
教科書の朗読など
⇒非営利無料の上演・演奏・上映・口述（第38条）



オンライン授業

ミーティングシステムで児童生徒とつないだ、
オンライン授業
事前学習用に絵画や写真などを
クラウド・サーバにアップロードする
⇒授業におけるインターネット送信（第35条）

¥ 補償金の支払いが必要



※授業において、学習者用デジタル教科書を児童生徒へ
インターネット送信（第33条の2）することも可能
（補償金の支払不要）

運動会・文化祭（初等中等教育）

CD音源をBGMに使った演劇・合唱など
⇒非営利・無料の上演・演奏・上映・口述（第38条）
看板でのキャラクター使用
⇒授業における複製（第35条）



音楽などを使った運動会の映像を保護者向けに配信
⇒授業におけるインターネット送信（第35条）

¥ 補償金の支払いが必要

※オンデマンド配信の場合、
期間終了後削除すること

